

第16条 田子ノ浦部屋九州後援会 九伸会 事務局  
〒816-8530 福岡県大野城市上大利5丁目21番1号  
株式会社 アシュラン内 担当 齊藤 栄子  
TEL 092-596-4391  
FAX 092-596-7683

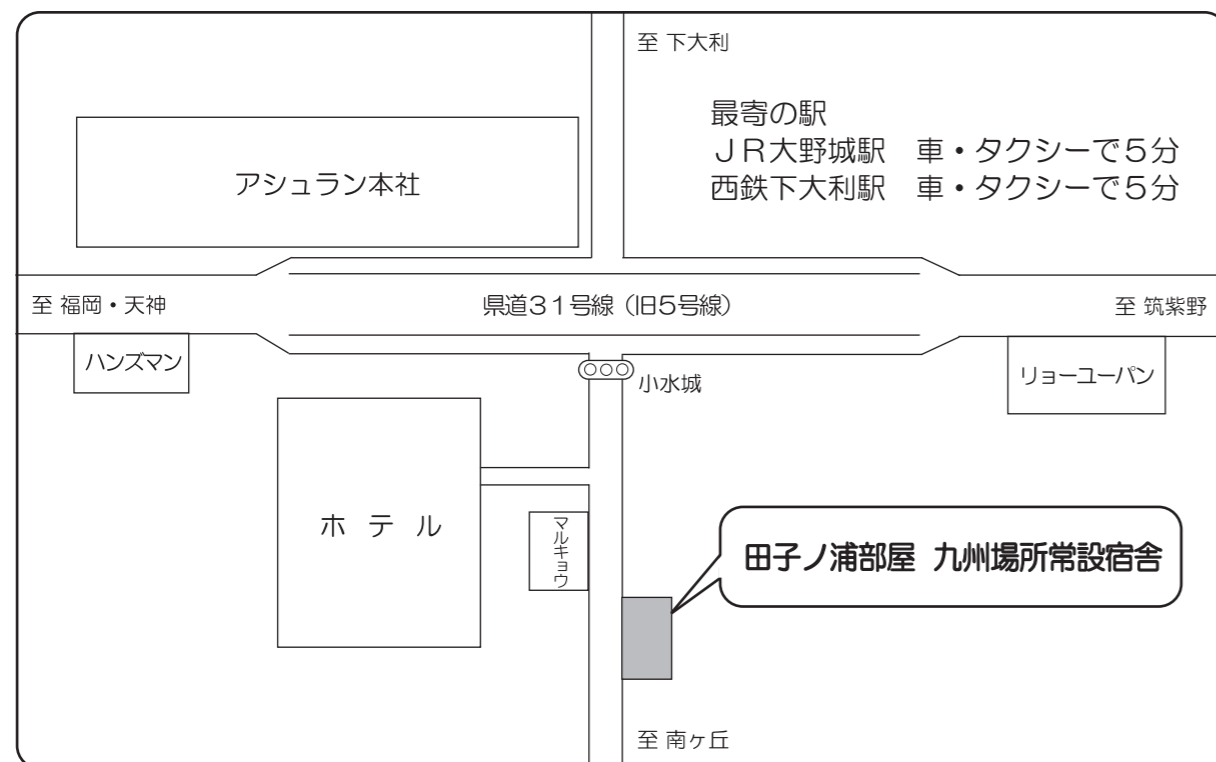
第17条 田子ノ浦部屋九州後援会 九伸会  
会 長 長谷川 裕一  
(株式会社 はせがわ 相談役)  
副 会 長 林 雅 仁  
(株式会社 大林組 専務執行役員 九州支店長)  
事務局 長 東 孝 昭  
(株式会社 アシュラン 代表取締役社長)

# 会 則

## 九伸会 入会のご案内

田子ノ浦部屋九州後援会、九伸会は大相撲九州場所を本拠に、田子ノ浦部屋と部屋所属力士の向上発展を後援会本部と共に支援・協力するために運営しています。皆様方のご入会・ご支援を心よりお待ちしております。

田子ノ浦部屋 九州場所常設宿舎  
〒816-0953 福岡県大野城市旭ヶ丘2丁目1番9号



# 田子ノ浦部屋九州後援会 九伸会

# 田子ノ浦部屋九州後援会 九伸会

## 九伸会 会則

### 第1条 名称

本会は田子ノ浦部屋九州後援会 九伸会 という  
設立年月日 平成28年12月5日  
所在地 福岡県大野城市上大利5丁目21番1号 株式会社アシラン本社敷地内

### 第2条 事務局

事務局は、福岡県大野城市上大利5丁目21番1号 株式会社アシラン本社敷地内に設置する

### 第3条 目的

本会の目的は、田子ノ浦部屋と部屋に所属する力士を九州場所・東京場所その地域で物心両面から支援・激励し併せて交流を深めることを目的とする

### 第4条 活動内容

- ① 会員へ番付表の送付(九州場所)
  - ② 会員へ九州場所終了後の打上げ式への案内と優待
  - ③ 九州場所前、部屋の稽古観戦案内(要予約)
  - ④ 九州場所前、ちゃんこ会案内(要予約と優待)  
特別会員は無料とします
  - ⑤ カレンダーの送付
- ※ 個人会員の内容は①②とする

### 第5条 役員会

- ① 本会は役員会を設置する
- ② 役員会は後援会会長、後援会副会長、一般役員2名～5名、事務局長

### 第6条 役員任命と任期

- ① 後援会の役員はすべて名誉職とする
- ② 役員任命は役員会とする
- ③ 役員任期は4月1日から3月31日の1年間とする

### 第7条 役員会の業務

- ① 後援会の運営
- ② 後援会が開催する行事の決定と実施
- ③ 田子ノ浦部屋への支援、交流内容の決定と実施

### 第8条 会計

- ① 本会の会計は事務局長が責任を持って管理運営する
- ② 本会は会費及び寄付金をもって運営する
- ③ 本会の会計は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする
- ④ 本会に納められた会費及び寄附金は後援会の運営、行事等に関する経費、事務局の維持管理等の経費にあてる
- ⑤ 本会に納められた会費及び寄附金の一部を田子ノ浦部屋の支援にあてる

### 第9条 会員の入会

- ① 入会を希望する個人・法人は所定の申込用紙に必要事項を記入し事務局へ申込みする
- ② 会の目的・会則に同意して申込みする
- ③ 申込書の提出と会費の納入が完了したときに会員となる

### 第10条 入会資格

- 本会の入会資格は以下の通りとする
- ① 本会則に同意した個人及び法人
  - ② 反社会的勢力及びその関係者でない個人、あるいはそのような団体にまったく関わり合いのない法人

### 第11条 入会金及び年会費

後援会の入会金と年会費は同一のものとする  
法人会員 50,000円 (代表者可他1名を会員とする)  
特別会員 30,000円  
個人会員 10,000円

### 第12条 会費の取扱い

年会費は毎年3月31日迄に入金があったものを、4月1日より翌年3月31日迄の年会費として取り扱う

### 第13条 退会

- 本会の退会は退会届の提出をもって退会とする
- ① 既納の会費はいかなる理由があっても返済しない

### 第14条 その他

本会は会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合、通告の上当該会員を退会させることができる

- ① 本会会則に違反したとき、又は本会の名誉・信用を著しく傷つけた場合
- ② 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
- ③ 会員としての品格を著しく損なうと認められる行為があった場合

### 第15条 田子ノ浦部屋後援会本部事務局

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩4-9-20  
TEL 03-6458-0426  
FAX 03-6458-0436